

令和6年度 行政相談月間の実施

令和 6 年 8 月 2 9 日
中国四国管区行政評価局

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

ワンストップで対応します！ 広島県内9か所で 一日総合相談室を開設

総務省中国四国管区行政評価局では、行政相談制度を広く国民の皆様知ってもらい、利用していただくため、9月、10月の行政相談月間の期間を中心として、県内9か所で一日総合相談室を開設します。

◆ 一日総合相談室 (中国四国管区行政評価局、広島県及び開催市町が共催)

相続、登記、税金、年金など行政の仕事や手続など様々な困りごとにワンストップで対応できるよう、行政機関のほか、弁護士、司法書士、税理士、行政相談委員等がご相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守されます。一部の会場では予約が必要です。

→ 詳細は裏面参照

◆ 行政相談とは？

行政などへの苦情や意見、要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

行政相談センター（中国四国管区行政評価局）と行政相談委員が、行政相談を受け付けています（令和5年度：全国13万5,545件、県内3,593件）。

◆ 行政相談委員とは？

総務大臣が委嘱した民間の有識者で、全国に約5,000人（広島県内に132人）が配置されています。地域における信望の厚い方々が、無報酬で、住民の皆さまから行政に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

行政相談月間、一日総合相談室の詳細は、こちらのQRコードからも確認できます。



(本件照会先)

総務省 中国四国管区行政評価局
総務行政相談部 行政相談課

担 当：高橋、児玉
電 話：082-228-6173(直通)
Eメール：cgk31@soumu.go.jp

一日総合相談室（令和6年度開設）の概要

相続、登記、税金、年金など行政の仕事や手続など様々な困りごとにワンストップで対応できるよう、行政機関のほか、弁護士、司法書士、税理士、行政相談委員等がご相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守されます。※

※ 会場によって参加機関が異なるため、対応できる相談内容が異なる場合があります。詳細は、中国四国管区行政評価局行政相談課（082-228-6173）までお問い合わせください。予約の要否は以下の表をご覧ください。

（相談の例）

- 登 記：相続に伴う不動産の名義変更手続など
- 税 金：相続税の計算や税の申告方法など
- 年 金：国民年金や厚生年金の制度、受給手続など
- 法律問題：家庭の問題や近隣トラブル、労働問題など
- そ の 他：行政全般に関する相談など



開設市町	日 時	会 場	備考(注1)
三原市	10月1日(火) 13:30~16:30	中央公民館 大講堂 (三原市円一町二丁目3-1)	
福山市	10月11日(金) 10:30~15:00	天満屋ハピータウン ポートプラザ店 ポートモール連絡通路(福山市入船町三丁目1-25)	一部予約制 (注2)
府中市	10月16日(水) 13:00~16:00	ジーベックホール(府中市文化センター) (府中市府川町70番地)	
広島市	10月22日(火) 10:00~16:00	広島市役所本庁舎2階講堂 (広島市中区国泰寺町一丁目6-34)	一部予約制 (注2)
安芸高田市	10月24日(木) 10:00~15:00	クリスタルアージュ4階 小ホール (安芸高田市吉田町吉田761)	
北広島町	10月25日(金) 10:00~13:00	北広島町役場 (山県郡北広島町有田1234)	
大竹市	11月12日(火) 13:00~16:00	アゼリアおおたけ 大集会室 (大竹市本町一丁目9-3)	一部予約制 (注3)
東広島市	11月14日(木) 10:00~15:30	東広島市役所 (東広島市西条栄町8-29)	予約制
呉市	12月12日(木) 13:30~16:30	新日本造機ホール(くれ絆ホール) (呉市中央四丁目1-6)	

- (注) 1 備考欄に記載のない会場は予約が必要ありませんので、当日直接会場にお越しください。
 2 弁護士、税理士、司法書士への相談は、要予約。
 3 弁護士への相談は、要予約。